（法第8条第２項第2号関係）

（様式16）

# 生産緑地法第８条第１項第２項に係る事業計画書

　　　　　　　　　　　　　　　　　（行為者）住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

１　施設の種類　　　〔　加工施設　・　直売所　・　農家レストラン　〕

２　施設の名称　　　〔　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕

３　施設の設置場所　〔　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕

４　施設の従事予定者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 氏　　名 | 住　　　所 | 設置者との続柄 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

５　販売及び原材料の仕入等の計画

　　　別紙のとおり

備　考

１　「行為者」については，生産緑地地区行為（変更）許可申請書の行為者と同じ者の住所及び氏名を記載すること。

２　「施設の種別」については，該当する施設を○で囲い，「施設の名称」には，店舗等の名称を記載し，「施設の設置場所」には，生産緑地地区行為（変更）許可申請書の行為の場所を記載すること。

４　「施設の従事予定者」については，共同で行う主たる農業従事者の氏名，住所及び続柄を記載すること。

５　「販売及び原材料の仕入等の計画」については，地域農産物等を主たる原材料として使用する製造又は加工の用に供する施設及び地域農産物等を主たる原材料として料理を提供の用に供する施設においては，年間を通して，地域農産物等を主たる原材料として量的又は金額的に5割以上使用することを証明する書類を作成すること。

　　また，主として地域農産物等やこれらを主たる原材料として製造され若しくは加工された物品の販売に供する施設については，地域内農産物等やそれらを主たる原材料とした製造・加工品が，それら以外の農産物や製造・加工品よりも量的又は金額的に多いことを証明すること。

　　地域農産物等とは，京都都市計画区域（京都市，向日市，長岡京市，大山崎町の全域及び久御山町，八幡市の一部の地域をいう。）で生産された農産物です。